

令和3年第1回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年1月25日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
【欠席委員】	2 和久津一美、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝
【傍聴人】	1 名
事務局長	只今より、令和3年第1回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち7名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、大野委員にお願いします。
大野委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 10番の住谷委員と、3番の岩崎委員にお願いします。
議長	次第の4「議事」に入りますので、傍聴人に入室するよう伝えてください。 (傍聴人入室)
議長	それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年1月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。 農地法第4条の許可申請ですので、土地所有者が自身の農地を農地以外のものにす

るために行う申請になります。

申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

こちらの農地は線引き当初から農用地区域から除外されており、農地区分は第2種農地と考えております。

こちらは追認の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。

申請者は、申請地の隣地に自宅を有しております。

その居宅は、今回の申請地を含めた敷地で昭和36年に建築確認を取得し、昭和37年に建築されたものでございますが、その当時、現在の居宅部分のみ農地転用許可を取得しただけで、申請地については農地転用許可を取得していませんでした。

しかしながら、今日に至るまで居宅部分と一体的な宅地として利用していることが判明しました。

今回申請に至った理由について説明させていただきます。

申請者は、現在夫婦共に上尾市の特別養護老人ホームに入居しており、今後自宅での生活を希望しております。

自宅で生活するにあたり、子供の支えはもちろん、ヘルパーやデイサービスを利用することになるため、自宅に駐車スペースを確保したいとのことで相談にいられました。

その際、申請地の農地転用許可を取得していないことが判明したため、今回の申請に至りました。

現地調査資料5ページの土地利用計画図をご覧くださいと、普通自動車3台分の駐車スペースを確保する計画であることが分かります。

隣地農地は自身が所有している土地であり、今後も被害防除策は設けない計画となっております。

また、都市計画の線引きをした昭和45年以前から宅地利用していることは、昭和42年当時の航空写真で確認できます。

今から回覧しますので、皆様もご確認ください。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

現地調査の結果報告ですが、今回は私と和久津委員で現地調査を行いました。都合により和久津委員がご欠席されましたので、事務局に報告願います。

事務局

それでは報告させていただきます。

1月18日に現地調査を行いました。

申請地の一部は、奥にある居宅への進入路として利用されているようでした。

居宅は道路に面しておらず、申請地の一部を進入路として利用するのは、やむを得ないと感じました。

また、申請地は家庭菜園として利用されていたのか、他の部分は作物を育てていた形跡がありました。

当時、許可申請を行うのを失念していただけだと思われ、特段問題ないのではないかという結論に至りました。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
加藤委員	<p>申請者は、いつから老人ホームに入居しているのですか。</p> <p>また、自宅に戻って生活するのは可能なのですか。</p>
事務局	<p>住民票によると、令和元年10月31日に現在の老人ホームに入居していることが分かります。</p> <p>また、代理人からは、息子夫婦やヘルパーに助けてもらうことで、自宅での生活は可能だと伺っております。</p>
加藤委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農用地利用配分計画（案）の決定について」事務局に説明していただきますが、この議案は私が関係しますので、審議中は退室します。</p> <p>その間の進行につきましては、大野委員にお任せしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、大野委員に議長をお任せして、私は一旦退室します。</p> <p>（小峯会長退室）</p>
大野議長	<p>小峯会長が退室しましたので、議長を代わります。</p> <p>それでは、第2号議案「農用地利用配分計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき、桶川市長より農用地利用配分計画の決定を求められております。</p>

	<p>計画の内容は、先月の農業委員会総会で承認いただいた農地中間管理機構（埼玉県農林公社）に集積した農地を耕作者へ配分するものとなっています。</p> <p>設定する権利の種類は使用貸借権で、設定期間は令和3年3月31日から10年間です。</p> <p>対象地は全部で27筆、合計面積は26,178㎡となっています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
大野議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地の状況につきましては、先月の農業委員会総会で確認しましたが、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
大野議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
大野議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>小峯会長に入室するよう伝えてください。</p> <p>（小峯会長入室）</p>
小峯会長	<p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>再び私が議長となり、進行させていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案「桶川市農業振興地域整備計画の軽微な変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案について説明いたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページから30ページをご覧ください。</p> <p>首都圏中央連絡道（圏央道）及び上尾バイパス（上尾道路）の整備に伴う道路区域の除外についてです。</p> <p>首都圏中央連絡道（圏央道）と上尾バイパス（上尾道路）については、桶川市内の大きな整備が概ね完了しましたので、道路区域として整備された農地を農用地区域から除外しようとするものです。</p> <p>また、除外予定の区域が都市計画道路として告示されているため、今回の手続きは「軽微な変更」となります。</p> <p>道路区域の抽出については、農政課が業者に業務委託を行い、成果物の検査・確認は既に完了しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案について説明させていただきますので、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>表紙を1枚お捲りいただきますと、除外申出一覧がございます。</p> <p>令和2年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅が7件、資材置場の敷地拡張が1件、駐車場が1件の計9件でしたが、第1099号件につきましては、取下願が提出されましたので、ご報告いたします。</p> <p>また、本日まで出席いただけなかった農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からは、ご意見ご質問等ございませんでしたので、併せてご報告いたします。</p> <p>それではまず、第1091号件について説明させていただきますので、資料の1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺区域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。</p> <p>この案件につきましては、市街化調整区域に20年以上居住している方の6親等以内の親族が自己用住宅を建築する計画であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は90.33㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p>

	<p>申請地ではレタスや白菜を栽培しているようで、適正に管理されておりました。よって、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1091号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1091号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1092号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1092号件について説明させていただきますので、資料の6ページから10ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は101.89㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、地権者と申出者は親族ではございませんが、申出者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1092号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1092号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1093 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1093 号件について説明させていただきますので、資料の 11 ページから 15 ページをご覧ください。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は資材置場で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。 こちらの案件は、申出地の隣地を資材置場として利用している会社が、その敷地を拡張する計画でございます。 土地利用計画図及び理由書によると、現在残土置場として利用しているスペースを駐車場として活用すると、残土の置場が無くなってしまうため、申出地を資材置場として利用したいとのことです。 既存敷地面積が 5,906 m ² であるのに対し、拡張予定面積が 2,580 m ² ですので、規模も妥当だと考えております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。
事務局	それでは報告させていただきます。 1 月 18 日に現地調査を行いました。 申請地はあまり管理されておらず、枯れた草木で範囲が特定できない状況でした。 許可申請までには、範囲が分かるようにしてもらう必要があるという結論に至りました。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 4 号議案第 1093 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第 4 号議案第 1093 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1094 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1094 号件について説明させていただきますので、資料の 16 ページから 20 ページをご覧ください。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目は、資料記載のとおりです。

	<p>面積につきましては、2筆全体に変更することによって代理人より連絡がありましたので、2筆全体を合計した 523 m²となります。</p> <p>書類につきましては、既に差し替え対応済みです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>建築面積は 111.67 m²で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、コンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、こちらの案件は、県道の拡幅工事に伴い、鴻巣市在住の申出者が自宅を収用されることとなったため、申出に至っております。</p> <p>親族が桶川市在住であることに加え、仕事の主要取引先が桶川市に2社あることから、桶川市に建築を希望とのことでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は耕作されておりませんが、範囲も特定でき、問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1094号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1094号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1095号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1095号件について説明させていただきますので、資料の21ページから25ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>建築面積は 79.49 m²で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、地権者と申出者は親族ではございませんが、申出者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満</p>

	<p>たしていることは、既に確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は耕作されておりませんが、範囲も特定でき、問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1095号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1095号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1096号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1096号件について説明させていただきますので、資料の26ページから30ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は98.97㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、地権者と申出者は6親等以内の親族であり、地権者が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しているため、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p>

	<p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1096号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1096号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1097号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1097号件について説明させていただきますので、資料の31ページから35ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は109.92㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、地権者と申出者は親族ではございませんが、申出者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案第1097号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案第1097号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1098 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1098 号件について説明させていただきますので、資料の 36 ページから 40 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちらの案件も、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は 86.12 m²で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、資料には記載されておりませんが、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設するとのことで伺っております。</p> <p>なお、地権者と申出者は親族ではございませんが、申出者の 6 親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の結果報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>1 月 18 日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は耕作されておりませんが、範囲も特定でき、問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 4 号議案第 1098 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 4 号議案第 1098 号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の 5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の 32 ページをご覧ください。</p> <p>転用目的が共同住宅敷地の 1 件のみです。</p>

	<p>なお、令和3年1月8日の専決処分となっております。</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の33ページをご覧ください。</p> <p>全部で6件で、所有権の移転が5件、賃借権の設定が1件です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が4件、駐車場敷地が1件、道路敷地が1件です。</p> <p>なお、令和2年12月18日から令和3年1月8日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和3年2月17日（水）の午前9時から、第2班班長の砂川委員と小峯会長の2名で行いますので、市役所3階の会議室303にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は令和3年2月25日（木）の午後2時から行いますので、Bグループの方は会議室304にお集まりください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、大野委員に閉会をお願いいたします。</p>
大野委員	<p>（閉会宣言）閉会時間 午後3時20分</p>